

むつ市農業委員会第691回総会議事録

平成25年2月15日（金）むつ市農業委員会総会が、むつ市役所大会議室1において開催された。

1. 開催日時 25年2月15日（金）午前11時00分から午前11時50分
2. 開催場所 むつ市役所大会議室1
3. 出席した委員の番号及び氏名（28名）

番 号	役 職 名	氏 名
1	農 業 委 員	板 井 弘 巳
2	〃	柳 澤 都 市 秋
4	〃	柴 田 峯 生
5	〃	蛭 名 修 一
6	〃	福 永 忠 雄
7	〃	村 口 利 光
8	〃	野 里 岩 雄
9	〃	北 川 岩 男
10	〃	菅 原 靖 博
11	〃	工 藤 輝 雄
12	〃	本 山 日 満 夫
13	会 長	立 花 順 一
14	農 業 委 員	水 戸 隆 璽
15	〃	鴨 田 輝 雄
16	〃	藤 澤 伊 三 郎
17	〃	橋 本 唯 志
18	〃	小 林 義 顯
19	〃	赤 坂 直 良
20	〃	嶋 影 秀 子
21	〃	菊 池 秀 藏
22	〃	立 花 幸 雄
23	〃	坪 清 志
24	〃	山 口 芳 一
25	〃	坂 本 正 一
26	〃	村 口 鉄 雄
27	〃	原 英 輔
28	〃	杉 山 武 美
29	会 長 職 務 代 理 者	畑 中 重 宏

4. 欠席した委員の番号及び氏名（1名）

番 号	役 職 名	氏 名
30	農 業 委 員	中 嶋 寿 樹

5. 議事の概要

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 平成25年度農作業標準賃金（案）について

議案第3号 下限面積（別段面積）の設定について

議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更
に関する意見について

1. 会議に従事した職氏名

局 長 山 口 勝 美

次 長 一 家 隆 雄

主任主査 川 村 利 之

主 事 山 川 知 佳

7. 会議録署名委員

21番 菊池秀藏 22番 立花幸雄

8. 会議記録者

農業委員会事務局 主事 山 川 知 佳

会 議 の 概 要

議 長	<p>ただいまから、むつ市農業委員会第691回総会を開催いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は、29名中28名で定足数に達しております。</p> <p>本日、30番中嶋委員が都合により、欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>これより、本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、21番菊池委員、22番立花幸雄委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の山川主事を指名いたします。</p> <p>日程第2、会期の決定を行います。</p> <p>本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
各委員	異議なし
議 長	<p>ご異議がありませんので、本総会の会期は、本日1日とすることに決定いたします。</p> <p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題に供します。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>受付第1号、川内町福浦山1番106及び1番188、現況は採草放牧地、合計面積28,380㎡についてであります。</p> <p>申請地では、採草放牧地として利用されてきたものであります。譲渡後も採草放牧地として利用するものであります。申請地の周辺は、農地であり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。調査については、1月31日水戸委員、鴨田委員、事務局により許可申請による調査（積雪のため空中写真等資料による調査）を行い、周辺の農地の利用状況等を調査した結果、特に問題はないと思われます。</p> <p>つづいて、受付第2号、関根字北関根405番他4筆、地目は畑、合計面積59,546㎡についてご説明いたします。</p> <p>申請地では、譲渡人、譲受人が耕作してきたものであります。譲渡後も継続して牧草地として利用するものであります。申請地の周辺は、農</p>

地であり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。調査については、1月31日蛭名委員、杉山委員、事務局により許可申請による調査（積雪のため空中写真等資料による調査）を行い、周辺の農地の利用状況等を調査した結果、特に問題はないと思われる。

また、譲受人は青森県知事より就農計画認定された新規就労者であります。

以上で説明を終わります

議 長

ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

鴨田委員

第1号について補足いたします。本土地は30年以上作付されており、譲り受け後についても同様に作付することですので特に問題はありません。

蛭名委員

第2号について、補足いたします。

本申請者については、青森県による就農計画認定も認定されておりますこと等からも、事務局の説明通り特に問題はありません。

議 長

議案第1号について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

各委員

異議なし

議長

質疑がありませんので、議案第1号は原案のとおり承認いたしました。つづいて、議案第2号平成25年度農作業標準賃金（案）についてを、議題に供します。

事務局より、説明願います。

事務局

議案第2号について、ご説明いたします。

農地法第52条に基づく「情報の提供」によるもので、平成25年度の農作業の標準賃金の目安となる、金額の設定であります。

標準賃金につきましては、「十和田おいらせ農協むつ支店」と地元農業者の関係から、十和田市を参考にしております。事務局といたしましては、十和田市におきましても特に変更がありませんので、昨年と同額で良いのではないかと考えています。

今回、あぜ塗り機の単価につきましては、十和田市と七戸町を参考に

載せてあります。

議 長

以上で説明を終わります。
議案第 2 号について、質疑を許します。
質疑ございませんか。

各委員

異議なし

議長

質疑がありませんので、議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。
議案第 3 号 下限面積（別段面積）の設定についてを、議題に供します。
事務局より、説明願います。

事務局

議案第 3 号について、ご説明いたします。
下限面積の設定については、平成 21 年 12 月、農地法の改正により、農業委員会が、毎年、下限面積 の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。
下限面積設定基準、農地法施行規則第 17 条第 1 項（設定面積未満農家数が概ね 100 分の 40 を下らない）に基づき、農業センサスを参考に、下限面積を設定しております。
事務局といたしましては、国の基準により、下限面積を設定していますので、現行の設定で良いのではないかと考えています。
また、面積設定について、基本で 10 アール単位となっております。
以上で、説明を終わります。

藤澤委員

先日、農業新聞において下限面積 1 アールからと設定しているところもあるようだが、むつ市についても下げることが検討できないか。

事務局

新聞にあったような件につきましては、耕作放棄地などの問題も有り特別に設定したものと聞き及んでおります。
当市におきましては、先にご説明いたしました、農地法施行規則にあります設定面積未満農家数が概ね 100 分の 40 を下らないを基本としておりますので、これより特殊な事情がない限り施行規則を基本とすべきと考えます。

坂本委員

農地部長として発言させていただきます。
我々農業委員は、耕作放棄地の問題などもありますが、農地の集積という大役も担っておるわけでございます。実際に農地の規模を拡大する

場面においては、所有者が虫食い状態となった農地は、問題になることが多くなります。そこに1アールといった単位で所有権が移転されることになれば、経営規模拡大を希望する意欲のある農家に対し集積化が非常に難しくなる恐れも出てきます。

1アールからの農業への新規参入なども重要ではあると思いますが、農地の集積化、農地の有効利用、農作業の効率化のためにも、我々が環境を整備し、下限面積を設定しなければならないと思います。

議長 他に質問はございませんか。

各委員 異議なし

議長 質疑がありませんので、議案第3号は原案のとおり承認いたしました。次に、議案第4号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する意見についてを、議題に供します。事務局より、説明願います。

事務局 議案第4号、農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の変更に関する意見について、むつ市長から依頼がありましたので、農林課担当職員雪田総括主幹、三山主事に出席をいただいております。

第4号議案の概要説明をしていただくことになっていきますので、よろしく願いいたします。

農林水産課 議案第4号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）についてご説明申し上げます。

本構想につきましては、農業経営基盤強化促進法第6条の規定に基づき市町村が定めることができるものであり、当市の育成すべき農業経営の目標と所得水準等の基本的考え方、営農類型毎の育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標、こうした経営に集積すべき農用地の割合の目標等を内容としております。

これは青森県で策定する「青森県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に即した内容であることが策定の要件となっており、今回の変更につきましては、県基本方針の変更に伴う変更となっております。変更の概要につきましては、お配りした「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」（変更）の概要のとおりとなっておりますので、委員各位のご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 議案第4号について、質疑を許します。

	質疑ございませんか。
各委員	異議なし
議長	質疑がありませんので、議案第4号は原案のとおり同意する旨回答いたします。 続きまして、非農地証明に係る報告があります。 事務局より、説明願います。
事務局	非農地証明に関する証明についてご説明いたします 報告第1号、申請地小川町二丁目629番1他2筆、合計面積943㎡、1月31日北川委員、工藤委員、事務局で現地調査した結果、相当年数耕作しておらず、宅地化していることから、非農地として証明いたしました。 以上で説明を終わります。
議長	以上で、本日の議案審議及び報告事項はすべて終了しました。 これをもちまして、むつ市農業委員会第691回総会を閉会します。

9. 会議録署名委員

会議録署名委員 菊 池 秀 藏
会議録署名委員 立 花 幸 雄